

公益財団法人東京コミュニティー財団 助成委員会運営規程

第1条（目的）

公益財団法人東京コミュニティー財団（以下、「当財団」という）は、当財団が助成事業の対象とする民間非営利団体等を選定する委員会（以下、「助成委員会」という）を設置する。

第2条（助成委員会の事務）

助成委員会の事務は、次に掲げる事項を行うこととする。

- （1）当財団が行う助成事業に係る非営利団体等の選定
- （2）その他、前項に関連する事項

第3条（委員の構成等）

委員は、非営利団体等の活動に関して優れた見識を有する者又は弁護士や公認会計士等の公益性の高い職業についている者等のうちから、理事会で選任した上で、代表理事が委嘱する。

- 2 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者は、委員となることができない。委員としての選任及び委嘱の後にこれらに該当することが判明した者は、その判明の時より委員としての資格を自動的に失うこととする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条（助成委員会の会議）

助成委員会は、必要に応じて代表理事が招集する。

- 2 助成委員会は、助成委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 助成委員会は、必要と認めるときに委員以外の者の出席又は意見書等の提出を求め、決議の参考とすることができる。
- 5 助成委員会は、緊急を要する場合等に、各助成委員の持ち回り（文章回答及びメール回答を含む）によって第2条に掲げる事務を行うことができる。

第5条（委員の排斥）

委員は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己又は3親等以内の親族が役職員等を務める非営利団体等の利害に関係のある議事に加わることができない。

第6条（守秘義務）

委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

第7条（改廃）

この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第8条（雑則）

この規定に定めるもののほか、助成委員会の運営に関し必要な事項は代表理事が定める。

平成28年6月29日制定

平成28年6月30日施行